

規制見直し基準WG：各省ヒアリング調査票

1. 通知・通達等の名称	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 (平成11年6月25日国税局長、沖縄国税事務所長、税関長、 沖縄地区税関長宛て国税庁長官通達)
2. 所管府省	国税庁
3. 形式及び宛先	形式：法令（酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等）の 解釈通達 宛先：国税局長、沖縄国税事務所長、税関長、沖縄地区税関長 その他：公表（ホームページ等）
4. 通知・通達等の性格	国税庁長官が発する職務上の命令で、法令の解釈又は取扱いに関し て、一般性を有するもの
5. 根拠法令	酒税法、同法施行令、同法施行規則 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、同法施行令、同法施行規則 等
6. 通知・通達等の目的 及び概要	「酒税法」等の所管は、財務省主税局であり、国税庁は、その法律の執 行機関という位置付けとなる。 そのため、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」は、「酒税法」 等、国税庁が執行する法律に関して、法令の解釈、取扱い又は免許の 審査基準等を明確に示すことによって行政の統一的な運営を図ることを 目的として定めているものである。 なお、当該法令解釈通達の内容を大まかに細分すると、①例示にとど まるもの、②目安、基準を示したもの、③法令の規定を留意的に書き下 ろしたもの、④法令の趣旨から一定の解釈を示したもの、⑤取扱いを示 したものに区分される。
7. 通知・通達等の内容 を法令の形式で制 定していない理由	酒税法の酒類製造（販売業）免許に関して特記すると、酒類製造（販売 業）免許は、酒税法第10条（免許の要件）において、同条各号のいづれ かに該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができると規定さ れており、酒税法第10条各号の規定は、酒税保全上困難を来すおそれ がある場合として、①人的要件、②経営基礎要件、③場所的要件、④需 給調整要件、⑤技術的要件について限定的に列举されている。 免許の要件を酒税法において限定的に列举する趣旨は、免許を与え るかどうか国民の営業活動の自由（憲法22①）に及ぼす影響が極めて 大きいことに鑑み、税務署長の恣意によって、免許の拒否処分が行わ れることを禁じ、かつ、国民の基本的な権利を尊重しようとする点にある が、この免許の要件に関する酒税法の定めは抽象的であり、法令の規 定のみではその解釈又は取扱いが不明確であり、行政庁の恣意的判断 が入る恐れがある。 申請等に対する公平な処理を確保するとともに、審査基準を明確化す ることにより申請者等の負担を軽減するため、行政手続法第5条（審査 基準）等の趣旨を踏まえ、法令解釈通達において具体的な取扱いを定 めている。

8. 通知・通達等の法的効果（強制力の有無など）	法令解釈通達は、国税庁長官が発する職務上の命令であり、税務署長等はこの命令に従うこととなる。 この場合、結果として、免許の申請者や免許業者に対して一定の強制的効果が及ぶこともあるが、あくまでも法令解釈通達そのものについて法的強制力があるわけではない。
9. 通知・通達等に従わなかったことによって被る不利益があれば、その内容、法的根拠	以上のとおり、法令解釈通達は、法令の趣旨を踏まえつつ統一的な取扱いを目指すものであり、これに従わなかったことによって不利益を被ることはない。